

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	真実的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容及び見直し」の要請	「措置の内容及び見直し」の要請	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
050010	山林の土地境界確認方法の簡素化	不動産登記令第3条、第7条	登記の申請をするに当たっては、不動産を識別するための必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的等の他の登記の申請に必要な事項として法令で定める情報を登記所に提供しなければならず(不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条)、申請情報については不動産登記法(平成16年法律第123号)第37条第3条において、添付情報については同条第7条において規定されている。	個人が山林の境界確認のため一般登記を行う際に、認証を受けていない地籍調査の一次成果品をもつて登記可能とする。	<p>提案内容</p> <p>大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村継れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多目的機能の低下や台風の害により山の土砂崩れや火害が近年多数発生している。</p> <p>これを受けて、市としても過去、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、各種関係もあり、なかなか境界の確定が進んでいない。</p> <p>については国土交通省に別途提案中である下記の事項に加え、地籍調査の成果品については、旧郡市が作成していた登記簿に追加し、事業完了までの間は一次成果品をもって、当事者がこの結果に基づいて表示の登記を行うことができるとも仕組みをつくり、行政資料として適切に活用を図る。</p> <p>【国土交通省に別途提案中の内容】</p> <p>・地籍調査の効率的かつ正確な実施を促進するため、航空写真(デジタル画像)や地形図、森林基本図等を用いて、立体(三次元)での重ね合わせ確認資料を作成し、これを利用して境界確認を行うことを原則とした。(なお、現地における境界確認を希望する地籍関係については、これと併行するものではない)</p> <p>・また、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮するため、代表者(権利者の代表、地籍調査の地籍関係担当者)のみにより境界確認を行うことが可能となし、なお、代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・異りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないとする。</p>	E	地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること(国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第5項)。市町村長は、地籍調査を行う場合に於いては、関係する村長を伴い、都道府県知事に届け出なければならない(同法第17項)。市町村長は、都道府県知事に地籍調査の成果である地図及び簿冊について認証を受けることができる(同法第17項)。地籍調査簿冊及び地籍調査の成果である地図及び簿冊の写しを登記所に送付しなければならない(同法第20条第1項)。登記所はその成果に基づき登記しなければならない(同法第20条)。			E										
050020	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後進過程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は当該施設に備わっているこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を行うものとして本部の上記を要する旨は、「留学」の在留資格が許可される。	職業訓練法人設立の調理師養成施設において、も、学校法人等が外国人留学生を受入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入を可能とする。	<p>日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受け入れ、日本食の技術・知識を身につけて、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、在留者の調理師養成施設において外国人を受入れる際の費用や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものと考え。</p> <p>しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能である一方で、尚ほの事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱いは一貫性がなく、規制をかけ合理的理由もないと考えたため、職業訓練法人が設置する調理師養成施設についても前者の施設と同様の取扱いを求める。</p> <p>本提案による経緯は、海外から日本人留学生を受入れてほしいとの打診があり、当法人が開設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人受入をすることも検討したが、当大学校は専ら職業訓練施設であり、事業目的が当法人の会員企業の従業員として受入れることは出来ないとの指摘があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の会費・寄付で運営されることから、生徒数増加し、会員企業が会員になることは難しく、また当法人が幅広い人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入を自前・本提案に定めた。</p> <p>なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないと明確な回答があった。</p>	C	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動が教育機関において行われることが不可欠である。	今回の有庁回答では、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において外国人が行う活動は、調理に係る技能等を修得する活動で、「教育を受ける活動」には当たらないと回答されている。	右提案者からの意見を、右提案者から回答されている。	D	I	本提案の提案理由に、真訓法人設立の職業能力開発短期大学校に外国人を留学生として受け入れようとしたところ、東京都からの指導により同法人の会員企業の従業員でないこと等を理由に断念したとある。	右提案者からの意見及び補足資料を踏まえ、提案内容に対する再検討し、合理的な理由を示した上で回答されたい。	再提案要請に対する回答では、認定訓練以外の訓練では私たちが求める措置の目的は達成されない。						
050030	外国人留学生の就学ビザの滞在期間延長	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定めた本邦の労働活動等以外の職業活動を行うものとして本部の上記を要する旨は、「留学」の在留資格が許可される。	留学が在留資格である者が就学中に就労するとともに資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようになる。	<p>【提案内容】</p> <p>①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。</p> <p>②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままインターンシップと就職活動が可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>兵庫県淡路市御前地区にグローバルBPセンターを設立し、地域の雇用創出を行っていく目標が、グローバルBPセンターを軸として、海外からの電話応答や翻訳業務などを行っていく想定をしている。またBPセンター以外にも遠隔でLPFにおいて「国際化」を掲げて、外国人の言語・教育管理の業務や外国企業に関する事業活動の展開を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとしてBPセンターおよび関係者の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後に就職活動と平行して継続的にインターンシップを、地味・収入企業を決定することで、国際化を推進して行く形を検討したい。</p> <p>【規制緩和の意義】</p> <p>許すキャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本の就業を促す外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校卒業の途次により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めたい。インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続を緩和することで、同じく「留学」を受け入れる企業が増え、それにより留学生が就業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、国際力として企業に人財である外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。</p>	C	I	入管法第19条第2項の規定により、「留学」の在留資格で、収入を得る事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を機構しなければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、罰金や没収没収の罰金などの制裁を受けることになる。このようにして労働活動等の許可は、出入国管理制の枠組みに照らして、許可を不要とするには困難である。	右提案者からの意見を、右提案者から回答されている。	C	I									